

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

1. 支給の目的

都道府県社会福祉協議会が実施した「緊急小口資金・総合支援資金」のコロナ特例による貸付が終了することにより、依然として生活に困窮されている方々への生活再建を支援するために実施するもの。

2. 事業開始月

令和 3 年 7 月

3. 主な支給要件

- ・緊急小口資金等の貸付が終了していること。
- ・収入及び資産が一定額以下であること。
- ・受給期間中、常用就職を目指した求職活動を行うこと。

4. 支給額・支給期間

世帯の人数	月額を支給額	支給期間
1 人	60,000 円	3 か月
2 人	80,000 円	
3 人以上	100,000 円	

* 支援金の支給終了後も生活に困窮し、支援金の支給要件に該当する場合は、さらに 3 か月の受給（再支給）が可能。支給月額は上記と同額。

5. 申請期限

令和 4 年 12 月末（令和 4 年 9 月末までの期限を延長）

6. 支給実績

	初回支給	再支給	計
令和 3 年度	65	32	97
令和 4 年度	22	27	49

* 令和 4 年は 9 月末現在